

オランダにおける植民地責任 ～Rawagede(ラワグデ)の虐殺をめぐって～

福岡女子大学
吉田信

はじめに

植民地責任をテーマとするこの科研において、オランダの植民地責任を題材に調査研究を進めてきた。オランダは、東西両インドに植民地を有していたこともあり、近年、植民地統治期の行為に対する責任を追求する動向が旧東西両インドから生じている。

すでに、2005年に、本科研の前身となる研究会において、旧オランダ領西インドにおける植民地責任について、奴隷制への補償要求を事例とする調査・報告の機会を得た。そこで、本科研では、旧東インド、すなわち現在のインドネシアとオランダとの間に生じている植民地責任をめぐる動向を調査することとした。

Rawagede の虐殺

本科研において対象とする事例は、太平洋戦争終結後にオランダがインドネシアの独立を抑えるためにとった一連の「警察行動」と呼ばれる軍事作戦において生じたものである。1945年8月に独立を宣言したインドネシアとの戦闘が続くなかで、1947年7月に「第一次警察行動」がとられていた。1947年12月9日オランダ軍により西ジャワのラワグデ(Rawagede)村(現Balongsari:ジャカルタの東約100キロ)において、ひとりを除く村の全男性が殺害されるという虐殺が発生した。

この虐殺を指揮した軍の将校(Alphons Wijnen)は、戦争犯罪の追求を受けなかった。その理由に、訴追の過程で軍から検察への圧力が存在していたという指摘がある。

虐殺者数をめぐって

この虐殺については、犠牲者の数をめぐり、インドネシアとオランダの双方で主張が食い違っている。インドネシア側は、村で唯一生き残った男性、および女性たちからの証言に基づき、虐殺された数を431名としている。

これに対してオランダは、政府の委嘱により、ライデン大学歴史学教授であったケース・ファスール(Cees Fasseur)を委員長とする委員会が、インドネシアにおける戦争犯罪に関する調査報告書を1969年に提出。ここでは、虐殺された者の数を150名としていた。

この虐殺については、インドネシア政府がスハルト元大統領による長期に及ぶ開発独裁体

制を敷いていたこともあり、補償要求が両国間で懸案となることはなかった。

補償をめぐる動きと関連事項

ここで、ラワグデの虐殺が改めて注目を浴びることとなった事象について、時系列的に整理したい。

虐殺がオランダにおいて議論されるきっかけとなったのは、第二次大戦から 50 年を経た 1995 年のことである。この年の 8 月 17 日、すなわちオランダ領東インドが日本の軍政支配を脱し、インドネシア独立宣言が公布された日に、オランダのテレビ局 (RTL-4) が「ラワグデの残虐行為」"Excessen van Rawagedeh"と題する番組を放映したことによる。この放送により、警察行動にともなう虐殺の事実が、改めてオランダ社会で認知されることとなった。しかし、両国間でラワグデの虐殺をめぐる協議は行われなかった。

戦後 60 年となる 2005 年 8 月 16 日、当時の外務大臣であったボット (Bot) 外相は、ジャカルタにおいて、インドネシアに対する植民地支配と軍事行動について公式に謝罪した。ボット外相は、自ら東インドで生まれ育ち、日本軍政下では収容所にもいたことがあり、こうした個人的経験が、謝罪に影響したのではないかと、言われている。

この間も、ラワグデの虐殺をとりあげる番組が放送された。2007 年 12 月 9 日には、ラジオ局の歴史専門番組 (OVT : <http://www.radio1.nl/ovt>) が、Het spoor terug: Het bloedbad van Rawagede と題する番組を放送した (2011 年 3 月 10 日時点、この番組はインターネットで視聴可能である : <http://www.geschiedenis24.nl/ovt/afleveringen/2007/Ovt-09-12-2007.html>)。

この番組を視聴していた下院議員が、翌 2008 年 1 月 4 日、当時の外務大臣であったフェルハーゲン (Verhagen) へラワグデの虐殺の再調査を政府に要望する質問を行なった。この下院議員は、社会党 (SP) に所属するファン・フェルゼン (Krista van Velzen) 議員である。フェルハーゲン外相は、虐殺の再調査を拒否する。

同年の 11 月 18 日、社会党のファン・ボメル (van Bommel) 議員の動議が下院で可決された。動議の内容は、この年に開催されるラワグデの虐殺追悼式典に、在インドネシア・オランダ大使の出席を要請するものであった。しかし、虐殺の遺族に対する政府の補償については、2008 年 11 月 24 日、法律顧問 (landsadvocaat) が、虐殺遺族への書簡において政府としての補償を否定する。その根拠として言及されていたのは、虐殺の遺族によるオランダ政府への請求権がオランダとインドネシア政府の独立承認にともなって消失しているというものだった。ただし、書簡では、オランダ軍による虐殺行為は認めていた。

2008 年 12 月 9 日、下院での動議に基づき、在インドネシア大使ファン・ダム (Nikolaos van Dam) は、ラワグデ虐殺の追悼式に出席した。この追悼式では、オランダの援助団体 (Stichting Eerlijk Delen) が、虐殺の遺族 9 名と生存者 1 名にそれぞれ 5 千ユーロを手渡した。

2009年1月15日には、フェルハーゲン外相が、虐殺の現場となったラグデを訪問するとともに、インドネシア滞在中、過去の植民地支配に対する「深い遺憾の意(diepe spijt)」を示した。

虐殺に対するオランダ政府の姿勢は、植民地支配をどのように認識するかもかかわってくる問題である。これら、虐殺に対する一連の動向を受けたからか、2010年10月10日には、オランダ政府が、インドネシアの独立を1945年8月17日とすることが明らかになった。オランダは、この時点までインドネシアの独立を、1949年12月27日としてきた。これは、両国間で開催されたハーグ円卓会議によって、インドネシアの独立が承認された、という立場によるからである。

2010年10月30日には、虐殺の唯一の生存者(Saih Bin Sakam)がオランダを訪問した。

オランダの戦後補償にみられる二面性

ラグデの虐殺をめぐる事実関係を整理するなかで明らかとなってくるのが、戦後補償をめぐるオランダ政府の二面性とでも呼ぶべき対応である。対日請求、すなわち旧日本軍による戦争捕虜(POW)および従軍慰安婦をめぐる、オランダは、政府としては補償を要求していないながらも、被害者による日本政府への補償請求を容認してきた。

これに対して、インドネシアからの請求に対するオランダ政府の姿勢には、厳しいものがある。1966年に、戦後補償は二国間条約で解決済であることを確認し、これに基づいて、民間人の請求権も時効により消滅という見解を変えていない。

ただ、ラグデに対しては、現在、開発援助の対象として85万ユーロの投資がおこなわれている。

戦後補償を求める民間団体

こうしたオランダ政府による虐殺への対応に意義を唱える勢力も存在している。議会のレベルでは、社会党の議員が補償を含めた対応に積極的で、ラグデの虐殺の生存者とも会談をおこなうなど、補償の実現を政府レベルで働きかけている。さらに、NGOは、政府による虐殺被害者への直接的補償がかなわない場合、従軍慰安婦に対する日本政府の「女性のためのアジア平和基金」方式に着目し、その方式による解決も検討している。同時に、オランダ政府による請求権喪失という見解に対して、訴訟を通じ補償の実現をはかろうとしている。

まとめ

調査を進めていくつか印象に残った点について、簡単に記してまとめにかきたい。

まず、オランダ政府によるインドネシアとの戦後補償と、日本政府による戦後補償の対応との

類似性である。言説のレベルでは「謝罪」や「遺憾の意」といったレトリックの使い分けに象徴される。補償につながるような局面では、できる限り曖昧な表現を用いることは、オランダも日本も共通している。

加えて、旧植民地からの補償要求を退ける方法も類似性がある。二国間条約の締結に基づき、個人請求権は消滅しているといった形式的な法律論をオランダ政府も用いていることは、今回の調査で初めて明らかとなった。同時に、開発援助が補償の代替物として機能している点も、極めて似通った点であると言える。

議会のレベルでも、植民地責任に対して積極的に対応する政治家が少ない点で類似性を指摘できる。議会で問題を積極的に取り上げた政治家は少数政党である社会党に属しており、与党経験のある政党からのイニシアティブは見られない。当時の政権与党である CDA 議員のボット元外相の植民地支配に対する謝罪は、彼の個人的な生い立ちが影響しており、政党としての公式見解とまでは言えないのではないかと、と思われる。もちろん、保守系政党の背後には、票田としての退役軍人団体の存在があり、彼らの影響力が強いことも、植民地支配への反省を妨げる要因であろう。

民間のレベルで興味深い点は、日本では問題視された「アジア平和基金」方式に対する関心の高さである。これは、戦後補償に積極的な NGO への取材で明らかとなった。ただ、NGO は「アジア平和基金」方式を肯定的に捉えているわけでは必ずしもなく、むしろ、オランダ政府への二正面作戦のひとつとして理解している。一方では、請求権消滅という政府見解を正すべく訴訟を提起し、他方では民間基金方式による補償の実現を模索していると受け止めるべきであろう。

他方、インドネシアでは、ラワグデの虐殺を含む、警察行動期の残虐行為、ひいては植民地支配一般に対する無関心が存在している。無論、メディアは機会あるごとに過去の植民地支配を取り上げた記事を掲載するのだが、政府のレベルでも、過去の植民地支配をオランダ政府にあらためて質す動きは存在しておらず、世論のレベルでも確固とした勢力を形成するほどの動向は見られない。

今後は、調査の過程で明らかとなった上述の論点を継続的に整理し、将来的には日本の戦後補償との比較の視点も交えて論考としてまとめることを検討している。